

開講学科	基礎教育センター（総合デザイン工学科）	前橋工科大学 シラバス			
科目名	法学	標準対象年次	選択/必修	科目コード	
		1年次	選択	18001001	
担当教員	松宮 広和	単位数	学期	曜日	時限
		2単位	前期	金曜日	7時限
授業の教育目的・目標	広汎な知識体系への関心を喚起し、幅広い教養と豊かな人間性の涵養を図るとともに、工学の専門教育に必要な基礎的学力、思考力ならびに表現力などを修得させる。				
学科の学習・教育目標との関係	大学生として必要な教養と倫理観を身に付ける。特に、工学を専門とする学生が、社会科学の分野の教養を身につけることと同時に、社会科学の領域での大きな柱の1つである法(律)学の基礎及び背景となるものを修得することを目標とする。				
キーワード	社会科学、法学、法律学、西洋史、市民社会の形成、現代社会と法のあり方				
授業の概要	「法学は洋学」とも云われる。今日我が国で適用されている法(律)は、明治以降に西洋社会から「継受」されたものである。したがって、法(律)学の理解には、単に議会制定法の条文や判例に対する理解のみならず、西洋社会に対する理解が不可欠である。この授業では、西洋文明の所産である法(律)の歴史を紐解きつつ、法(律)学の基礎及び背景を修得することを目標とする。				
授業の計画	第1回： 導入 第2回： 法とは何か？ 第3回： 古代社会の法1： 古代オリエントの法-ハンムラビ法典と成文法の成立 第4回： 古代社会の法2： 古代中国の法-秦・漢帝国の法に見る洋の東西における法の相違 第5回： 古代社会の法3： 古代ギリシャの法・古代ローマの法1-ローマ法の起源 第6回： 古代社会の法4： 古代ローマの法2-帝政ローマの繁栄とローマ法 第7回： 古代の法5： 古代ローマの法3-ユスティニアヌスI世とローマ法大全 第8回： 中世社会の法1： 中世ヨーロッパの封建社会と法 第9回： 中世社会の法2： 中世ヨーロッパの自治都市と法 第10回： 中世社会の法3： 中世ヨーロッパの絶対主義国家と法 第11回： 近代社会の法1： 近代市民革命と近代市民社会の成立 第12回： 近代社会の法2： 近代市民社会と産業革命 第13回： 現代社会と法1： 現代社会の成立 第14回： 現代社会と法2： 21世紀の社会と法のあり方 第15回： まとめ				
受講条件・関連科目	特になし。但し、世界史(特に地中海社会の成立以降のヨーロッパ史)の素養があることが望ましい。学習意欲のある方の参加を希望します。				
授業方法	講義(但し、ソクラテス・メソッドを可能な限り導入して、受講者には適宜質問を行います。)				
テキスト・参考書	教科書：石川明(編)『法学入門30講(新版)』(酒井書店 1996年)。 それ以外の資料は、授業において適宜配布します。				
成績評価	・試験(50%) ・レポート()% ・その他(50%)				
履修上の注意	上記の[授業の計画]は、あくまでも目安です。授業で取り上げる内容は、上記のものを予定していますが、受講者の(中学校及び高等学校における)中等教育における科目の履修状況に応じて、その進行に変更が行われる場合が存在します。また、受講条件にはしていませんが、世界史の素養に不足があると思われる場合には、各自で適宜補う様に心懸けて下さい。				